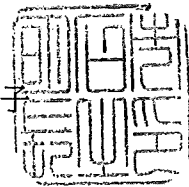


明石市告示第 17 号

2025年(令和7年)3月24日

明石市長 丸 谷 聡 子



17号池魚住みんな公園及び中尾親水公園に係る
使用料の徴収及び収納事務委託について

地方自治法第243条の2第1項の規定により、17号池魚住みんな公園及び中尾親水公園に係る使用料の徴収及び収納事務を下記のとおり委託しましたので、同条第2項の規定に基づき告示します。

記

1 委託を受けた者

しんき&SSK共同事業体

代表団体 姫路市花田町一本松字牛塚1番地の1

神姫トラストホープ株式会社

代表者 代表取締役 切 原 慎 治

2 委託した事務

17号池魚住みんな公園及び中尾親水公園に係る有料公園施設の使用料の
徴収及び収納事務

3 徴収及び収納事務の委託期間

令和7年4月1日 から 令和10年3月31日まで

令和7年4月7日